

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年4月28日

香川県監査委員	平 木 享
同	水 本 勝 規
同	鍋 嶋 明 人
同	仲 山 省 三

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
観音寺中央高等学校	平成21年1月19日
笠田高等学校	〃
坂出商業高等学校	〃
坂出工業高等学校	〃
高瀬高等学校	平成21年1月20日
高瀬のぞみが丘中学校	〃
善通寺養護学校	〃
香川中央高等学校	〃
香川中部養護学校	〃
津田高等学校	平成21年1月22日
石田高等学校	〃
土庄高等学校	〃
小豆島高等学校	〃
高松東高等学校	平成21年1月23日
東部教育事務所（小豆分室）	〃
高松西高等学校	〃
教育センター	〃
丸亀高等学校	平成21年1月27日
香川丸亀養護学校	〃
琴平高等学校	〃
丸亀城西高等学校	〃
高松工芸高等学校	平成21年1月28日
図書館	〃
聾学校	〃
特別支援教育課	平成21年2月5日
義務教育課	〃
生涯学習・文化財課	〃
人権・同和教育課	平成21年2月10日

福利課	”
保健体育課	”
高校教育課	平成21年2月12日
総務課	”
西部教育事務所	平成21年3月25日
三本松高等学校	”
志度高等学校	”
三木高等学校	”
高松北高等学校	”
高松北中学校	”
高松高等学校	”
高松商業高等学校	”
高松南高等学校	”
高松桜井高等学校	”
農業経営高等学校	”
坂出高等学校	”
飯山高等学校	”
普通寺第一高等学校	”
普通寺西高等学校	”
多度津工業高等学校	”
多度津高等学校	”
多度津水産高等学校	”
観音寺第一高等学校	”
三豊工業高等学校	”
盲学校	”
香川東部養護学校	”
高松養護学校	”
香川西部養護学校	”
五色台少年自然センター	”
屋島少年自然の家	”
埋蔵文化財センター	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行については、特に財務規定を遵守し、厳正かつ適正に行うよう要請した。

(1) 指摘事項

旅費の支給について

旅費について、架空請求による不正支出があった。(琴平高等学校)

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

収入について、現金受払簿には記載していたが、現金領収書を発行していないものがあった。
(坂出工業高等学校)

イ 使用料の徴収について

(ア) 行政財産の占用許可等に係る使用料の調定について、半年以上遅延したうえ、起案年月日を年度当初にしているものがあった。

また、調定伺書の納入通知書発行年月日等を記載していないものがあった。(保健体育課)

(イ) 行政財産の使用許可に係る使用料について、徴収した金額に一部誤りがあったので、正当額との差額分を返納する必要がある。(高松桜井高等学校)

ウ 旅費の支給について

(ア) 県内旅費について、支給漏れがあったので、追給する必要がある。(西部教育事務所)

(イ) 県外出張旅費について、公費(県費)で支弁すべきものを私費(PTA会費等)で立替払していた。(善通寺西高等学校)

エ 超過勤務手当の支給について

土・日曜日における勤務について、出張命令は出ていたが超過勤務命令が出されず、振替手続も行われていないものがあったので、追給する必要がある。(保健体育課)

オ 特殊勤務手当の支給について

対外運動競技指導業務に係る特殊勤務手当について、支給漏れがあったので、追給する必要がある。(三木高等学校)

カ 住居手当の支給について

住居手当について、支給額の算定に誤りがあったので、返納させる必要がある。(飯山高等学校)

キ 貸付金について

修学資金の貸付について、募集締切日から遅滞なく決定すべきであるにもかかわらず、4ヶ月以上の期間を要しているものがあった。(高校教育課)

ク 補助事業について

事業補助について、前期事業に係る補助金額の確定に伴う減額変更伺及び後期事業に係る交付決定の日付けを遡って処理しているものがあった。(保健体育課)

ケ 契約について

(ア) 委託業務について、契約に基づく事業計画及び予算書類が提出されていないもの並びに契約書に添付すべき事業計画書のないものがあった。(保健体育課)

(イ) 委託業務について、契約では受託者は事業実績報告書を提出し、県の承認を受けることとされているにもかかわらず、これらの手続を行っていないものがあった。(高校教育課)

(ウ) 委託業務について、契約では再委託を禁止しているにもかかわらず、再委託をしているものがあった。(高松商業高等学校・屋島少年自然の家)

(エ) 委託業務について、予定価格調書を作成せずに相見積りによる随意契約を行っているものがあった。(善通寺第一高等学校)

(オ) 委託業務について、仕様書に従った点検業務が行われていないものがあった。(善通寺西高等学校)

(カ) 借入に係る仮設校舎について、賃貸借契約に基づく引渡しを受ける際の検査を怠っていた。(高校教育課)

(キ) 工事に係る契約の履行の確認について、監督員の業務を行っていた職員が検査員となっているものがあつた。(保健体育課)

コ 借入物品について

借入物品について、借入品出納保管簿に登録していないものがあつた。(高校教育課・坂出工業高等学校)

(3) 検討指示事項

ア 授業料収入について

高等学校の授業料減免に係る始期について、学校によって取扱いに差異が生じているので、統一的な取扱いをする必要がある。(高校教育課)

イ 支出について

旅費、需用費等に係る公費(県費)と私費(P T A会費等)との支出基準について、マニュアル化等により明確にする必要がある。(高校教育課)

ウ 委託契約について

埋蔵文化財整理業務に係る分析等の委託事務について、完了検査の実施が客観的に明確になるよう検討する必要がある。(埋蔵文化財センター)

エ 備品の管理について

備品について、高等学校の一部において備品を公有財産の付属品として取り扱ってきたため、備品一覧表の記載に不備が生じている可能性があり、各高等学校に対して適切な調査指導を行う必要がある。(高校教育課)

オ 図書の管理について

貸出図書について、返却期限を過ぎているにもかかわらず返却されないものが多数見受けられた。現在、一定の基準により督促を実施しているが、さらに効果的な督促方法を検討する必要がある。(図書館)